

7月10日から8月9日は

部落解放月間です！

皆さんは7月10日から8月9日までの一ヶ月間が鳥取県が独自に設定した「部落解放月間」だったことをご存知でしょうか？

この「月間」は昭和44年7月10日「同和対策事業特別措置法」が制定されたのを記念して、昭和45年から始まった月間です。鳥取県は片山前知事の時代から、「人権先進県」を目指すことを目標としてきましたが、この「部落解放月間」の取り組みは、まさしく先進的な取り組みと言えます。

この月間は、最初の3年間は「部落解放週間」とされていましたが、県下全域にこの取り組みを広め、内容を更に充実させるため、昭和48年からは7月10日から8月9日までの一ヶ月間に期間を拡大し、「部落解放月間」

と位置づけられました。

県からの呼びかけをうけて、この期間中は県内の各市町村で、部落差別を解消する取り組みが展開されます。鳥取県は平成14年に発表した「今後の同和対策のあり方について」の中で、「同和行政は人権行政の原点であり、重要な柱である」と位置づけています。この期間中は各種広報・講演会・集会・同和教育の公開授業、シンポジウムなどが各地で開催されます。このような取り組みを通じて県民一人一人が同和問題に対する正しい理解と、認識を深めることが重要です。本町においても、年間を通じた計画の中でこの期間中に必ず講演会などを開催しています。

しかし一方で、平成17年に県

が行った鳥取県人権意識調査の結果を見ても、まだまだ被差別部落に対する偏見や差別意識が拭いきれたとは言えません。県民の間に根強く残るこのような意識を払拭するためには、引き続き講演会や啓発活動を展開し、地道に訴えていくことしかありません。

同和問題は決して他人事ではありません。差別によって幸せになる人は一人もいないからです。鳥取県は先にも述べたように人権先進県を目指しています。

同和問題の一日も早い解決を目指して制定された「部落解放月間」の主旨を今一度認識し、差別や偏見のない明るく住みよい地域社会作りの実現のために、皆さんの積極的なご参加をこれからもお願いいたします。

第3回 人権セミナーのおしらせ

ハンセン病

■日 時／平成19年9月20日（木）
午後7時30分～

■会 場／総合福祉センターいこい荘

■講 師／南部町人権擁護委員 佐藤 真弓 さん

皆さんお誘いあわせのうえお越してください

